

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成19年 3月26日

稲沢市福島町沢西95番地の1  
コスモリサイクル 株式会社  
代表取締役 三根 健一 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛知県知事 神 田 真 秋



許可の年月日	平成19年 3月26日	許可番号	18尾廃第231-2号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	施行令第7条第7号 廃プラスチック類の破砕施設 施行令第7条第8号の2 木くず又はがれき類の破砕施設  廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 木くず 以上 2品目		
設置場所	稲沢市福島町澤西94番1		
処理能力	廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。） 9.97t/日（1.246t/時間） 木くず 14.95t/日（1.869t/時間）		
許可の条件	なし		
規則第11条第8 項の規定による許 可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員検査を受けること。		